

【重点要望】

【I】市民の暮らしと福祉を最優先した行政をすすめる

1、急激な物価高騰などの影響のもとでも、暮らしを支える市政の前進をはかる。

(1) 物価高騰対策を引き続き位置付けるとともに、市民の暮らしを支える立場を堅持する。財政難を理由とした福祉の切り捨てや縮小、市民への負担増、雇い止めなどによる労働者の切り捨ては行わない。

(2) 織りなすクーポンやペイペイキャンペーン、水道料金の無料化などの緊急対策については積極的に実施する。

(3) 物価高騰などの影響で減収となった市民・事業者の税金や公共料金の徴収にあたっては、引き続き利用可能な猶予や減免などの制度を活用するとともに、柔軟に対応する。

(4) 埼玉県の水道用水供給事業における料金、および下水道事業における維持管理負担金の値上げへの対応については、市民への影響に最大限の配慮を行い慎重に検討する。

2、市民によりそった新型コロナ対策を行う

(1) どの地域でも受けやすいようワクチン接種の体制を整備する。定期接種の自己負担額引き下げを検討する。

(2) ワクチン接種に関わる疑問や不安にこたえる丁寧かつ正確な情報提供と相談体制の確立に努める。

3、障がい者のくらしの場を整備する

(1) 障がい者入所施設や重度障がい者が入所できるグループホームなどを市内に整備する。そのための事業者等との踏み込んだ協議を行う。また、ショートステイ施設の充実を図る。

(2) 近隣で入所施設計画が発表された場合は、市民が入所できるよう働きかける。

4、憲法25条に基づき、生活困窮者・低所得者対策を充実する。

(1) 生活保護は国民の権利であることを広く市民に知らせる。辞退届の強要は行わず、辞退届が提出された場合は収入等の調査を十分に行う。

(2) 丁寧な対応を行うために基準を満たす水準までケースワーカーを増員する。

(3) 生活保護基準のさらなる引き下げに反対する。

(4) エアコン等の設置については生活福祉資金貸付制度を利用しやすくする。福祉資金が借りられない人には、市独自の貸し付けを行う。

(5) 生活困窮者自立支援事業では、生活保護を受けるべき人を追い出すものとならないよう、市民の自立を図るための丁寧な相談に応じる。

5、高齢者・障がい者等の見守りネットワークを整備するとともに日常生活への援助、緊急事態への対応、災害時の避難の支援などを強化する。特に一人暮らし世帯などへの対応を充実させる。

6、認知症の予防や支援の対策を抜本的に強化する。相談や対応に当たる包括支援センターの

体制を強化する。

7、市民の医療を守る国民健康保険を

(1) 国保税については、埼玉県方針の下でも市民負担への影響が最小となるよう努力するとともに、子どもの均等割りについて減免制度を実施する。埼玉県には、引き続き、地域の実情に合わせた対応を行い、期限を決めた「赤字」解消、税率の統一は行わないよう働きかける。市民への説明は丁寧に行う。

(2) 現行の保険証は引き続き利用できることやマイナ保険証を持たない被保険者には資格確認書を送付され利用できることなど、市民に丁寧に広報する。国には、保険証の廃止を中止することやマイナ保険証の利用を強要する取り組みは行わないことを要望する。

8、誰もが安心して介護が受けられるよう制度の改善をはかる。

(1) 報酬改定の影響などに留意し、地域の介護を支える介護事業者の営業を支える。状況把握ときめ細かな対応のために市内事業者やケアマネージャーなどとの懇談の機会を増やす。

(2) 特別養護老人ホームについては、待機者の動向に引き続き留意し、必要に応じて増設に向けた計画を検討する。

(3) 低所得者に対する介護保険利用料助成制度の充実をはかる(保険料段階の第1段階から第5段階まで、全ての在宅サービスを対象にする)。

【Ⅱ】安心して子育て支援をすすめ、教育環境を充実する

1、安心して子育てができるよう子育て支援を強める。

(1) 保育の拡充について

①保育園の待機児童が生じないよう認可保育園の増設を含め努力する。特に、3歳児の定員増について具体的な対応を検討する。

②保育士の確保のための対策を強化する。直営、民間を問わず保育士の労働環境改善を図る。直営の保育園においては、賃上げを行い、正規保育士の増員を行う。

③子育てコンシェルジュなどの相談体制を拡充し、幼稚園への転入希望者への対応や入園に向けた情報提供などを充実させる。

(2) 留守家庭児童指導室について

①現在直営の留守家庭児童指導室は直営を堅持する。必要な増設をすすめるとともに、新規開設にあたり運営委託を行う場合は、保育環境、労働環境が低下しないよう努める。

②直営の学童保育室に常勤の指導員を配置する。非正規職員の指導員の賃上げ等の待遇改善をはかる。指導員の研修を充実する。また、民間留守家庭児童指導室における労働環境にも留意する。

③待機児童を出さない対応を行う。児童の指導単位を40人以内にするよう努める。発達段階ごとの保育・指導ができる体制を整備する。

(3) 1人親家庭への家賃補助制度は、子どもの数に応じて増額する。

(4) 子育て短期支援事業を具体化し実施する。

(5) 産後ケア事業や一時保育などを含む子育て支援事業については、引き続き必要なサービスの拡充について検討を継続する。

(6) 子どもの障害について、早期に発見・対

応できるよう、心理士など専門家の配置や、保育と療育などの連携をすすめる。また、発達段階に応じ対応するために、家庭、福祉、教育が連携する体制を整備する。

(7) 小中学校で包括的性教育を実施する。若者のメンタルサポートや性の健康に関する相談ができるユースクリニックを市内に整備する。

2、一人ひとりの子どもたちにゆきとどいた教育を行う。

(1) 高い教育効果が期待される「20人学級」を展望した少人数学級を推進するよう国、県に要望する。中学校で、市独自の35人学級の実施を検討する。スクール支援員、特別支援教育支援員を増員するとともに、勤務日数を増やす。

(2) 学校給食費を無償にする。第2子以降を無償とする現行の制度の下でも、給付時期や資格要件（特に市税滞納世帯が対象外となっている状況）については見直し・改善を図る。

(3) 老朽化の目立つ校舎を総点検し 計画的に改修をすすめる。猛暑対策を強化する。すべての学校トイレの洋式化をすすめる。

(4) 就学援助制度について周知、普及に努める。準要保護世帯へ新3項目（PTA会費・生徒会費・クラブ活動費）を支給する。

(5) 教職員の長時間勤務の解消にむけ、負担軽減のための検討委員会の設置など具体的な対策を行う。部活動の負担軽減、行政研修や研究授業などの簡素化、不要不急の業務を削減・中止するなどして、教員の抜本的な多忙対策を図る。

(6) 教職員の未配置・未補充をなくす。休職などにより代替教員の配置が必要な場合は、市

費による配置も含め、すみやかに代替教員を配置する。また、欠員が生じないよう、県に対し常勤教員の増員など必要な体制強化を要望する。市費で代替教員を雇用する場合の労働環境を拡充する。

(7) 部活動について

①子どもの自発性を尊重し、参加義務の強制は行わない。

②大会時の遠征費用や指導者への謝礼、ユニフォームや用具購入などの自己負担を軽減する対策を講ずる。

③地域移行当たっては、子ども、保護者、教員、受け皿となる民間団体と行政の合意を前提とし、期限を切って機械的に進めることはしない。また、費用負担増とならないよう予算や体制の裏付けを伴うものとする。

(8) 外国籍児童・生徒の増加にあわせて、教育センターでの日本語指導の継続・充実を図る。各学校において教職員の加配や支援員・ボランティアの配置などを行い、習熟度に応じた日本語教育を強化するなど必要な援助を行う。言語や文化、宗教の違いに配慮する。

(9) 教育機関である図書館・公民館は指定管理者制度などの民間委託は行わない。

(10) 移転し松原会館との複合施設として整備される西公民館については、現在の機能を維持・発展させることを基本に、住民や利用者の意向を最大限取り入れた施設とする。移転に当たっては周辺の交通安全や駐車場などの環境整備を行う。

(11) 蕨駅西口再開発における図書館については、市民の声や先進事例を生かした整備・運営計画を検討し市民にもわかりやすく示す。

【Ⅲ】市民の願いを生かした、安全・安心のまちづくりをすすめる

1、震災対策・風水害対策を強化する。

(1) 高齢者、障がい者など要援護者の安全対策を強化し、福祉避難所の整備をすすめる。避難所の環境整備、運営については、感染症対策に留意するとともに、トイレの整備、プライバシー確保、空調の整備、健康を保つベッドの整備、あたたかい食事の確保、避難者間の民主的な話し合いと協力に基づく運営などの改善をすすめる。

(2) 避難所について、災害種別ごとの収容可能人数を示すとともに、不足する場合は、新たな避難場所（例えば、洪水時の近隣市の高台への避難や自宅2・3階への垂直避難、協定によるマンションや事業所・商業施設などへの一時退避などを含む）を確保し、利用の際の基準やルールなどを具体的に示す。

(3) 災害対策に女性の視点を生かす。担当部署に女性職員を適切に配置する。

(4) 地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、市内に設置した想定浸水深表示などの周知をすすめる。地域や個人の防災活動に活かせるよう、活用方法を具体的に示すとともに、自主防災会などと連携した取り組みを強化する。

(6) 引き続き必要な地域への土のうステーションの増設を行う。土のうの配布や回収の取り扱いについて、必要な高齢者世帯などへの周知を繰り返し行うとともに、回収については土のうステーションにも分かりやすく掲示する。緊急時の土のうの配備要請には引き続き迅速に対応する。

(8) 地震や台風による民間施設の屋根の損壊に対し、ブルーシートでの対応や応急措置を制度化する。

(9) 耐震基準を満たさない住宅（マンションなど含む）の耐震化を促進するため、本市の支援策を拡充する。

2、地域からの防犯灯やまちなか防犯カメラの増設要望を毎年受け付け、計画的に増設する。

3、蕨駅西口再開発事業に市民の声をいかす。

(1) 事業の推進にあたっては、権利者の合意を最大限に尊重するとともに、市民要望を生かし駅西口地域の整備を進める観点で対応する。

(2) 近隣地域を含む環境への影響について最大限の配慮を行う。特に、工事区域周辺への騒音・振動対策、交通安全対策、夜間照明の確保、駐輪・駐車施設の確保などは、工事の進捗にふさわしく対応する。

(3) 図書館の整備に伴い多くの子どもたちが利用することを前提に、安全性や利便性の確保について検討を行う。図書館利用者、特に児童・生徒については自転車駐輪料金を無料とする。

4、中央第一地区のまちづくりの進捗を図るとともに、商店街の整備については市民の意見を生かし検討する。

5、錦町土地区画整理事業の積極的な推進をはかる。国の補助金が低いことへの対策を国・県に強く求める。

6、塚越ビジョンの検討・策定にあたっては、検討状況が地域にも伝わるよう丁寧に対応す

るとともに、地域の要望や意見を積極的に取り入れて推進する。東公民館の行政センター機能を拡充する。

7、子どもたちがキャッチボールなどのボール遊びができるネット付きのグラウンドや公園を各地域に確保する。

【IV】地域の営業を守る。

中小企業支援をすすめ、観光資源の充実をはかる

1、中小企業を積極的に支援する。

(1) 商店街の悉皆調査など、地元中小業者の実態調査を行う。

(2) 市の発注する工事や物品購入はできる限り市内業者に優先発注する。市内業者に発注できる様に分割発注を増やす。小規模修理修繕希望者登録制度を積極的に活用する。

(3) 市内の店舗や事業所の更新、事業転換などを支援するリニューアル助成制度を充実させる。

(4) 住宅改修資金助成制度(リフォーム助成)を拡充する。

(5) 空き店舗対策や新規起業支援など、商店街や市内事業者の活性化のための対策を引き続き強める。

2、公契約条例の制定など公共事業での労働環境の改善を

(1) 下請け単価や労賃の切り下げを防止し、「質」の確保、地域社会や環境への貢献などに配慮した「蕨市公契約に関する条例(仮称)」を制定する。当面、労働環境や賃金の実態調査を

行う。

(2) キャリアアップカードや週休二日など公共工事における労働改革をすすめる。

3、蕨市の特色や歴史・文化を生かした事業の推進を図る

(1) 「わらびりんご」「双子織」「河鍋暁斎」などを活用した地場産業の育成、コミュニティビジネスの支援などを推進する。

(2) 中仙道第二の宿場町としての町並み、各種指定文化財、歴史民俗資料館、河鍋暁斎記念美術館、「成年式発祥の地」「さよなら私のクラマー」「日本一のコンパクトシティ」などを観光資源として維持・充実させる。蕨の魅力を発見し、活用・発信する取り組みを、市民との協同の視点で充実させる。

【V】いのちと健康を守る砦として、市立病院のさらなる充実を

1、公立病院・地域医療の拠点としての役割を明確にした病院経営を

(1) 地域の医療を支える公立病院としての役割、地域医療の拠点としての役割を果たす。また、回復期医療や在宅医療など地域の医療ニーズに対応した体制を整備する。

(2) 近隣の病院やクリニック、介護、福祉施設などとの連携を一層強化するとともに、市民の安心につながるよう、連携の在り方と市立病院の役割についての説明や広報を充実する。

(3) 引き続き経営改善をすすめるとともに、医師・看護師の確保、待遇改善、相談窓口の充実等を行う。

(4) 障害のある人や外国人など様々な人が

安心して利用できる環境と体制を整備する。通訳サービスにおける料金は廃止する。

(5) 現在の市立病院においても、老朽化した備品や不具合に対応するなど、院内環境の改善に努める。

2、市民の願いをいかした市立病院の移転・建替えを

(1) 移転・建替えにかかわる基本構想・基本計画の策定にあたっては、公立病院・地域の拠点病院としての役割などに加え、市民や医療スタッフなど病院関係者の意見や要望が反映された内容にする。

①市立病院の役割を明確にし、内科、外科、産婦人科、整形外科、小児科などの現在の診療科目、及び病床数などの規模は維持する。

②急性期医療のほか、回復期医療への対応も可能とする。

③地域連携も含めた市立病院の役割にふさわしい施設や設備、医療機器の整備、スタッフの拡充を行う。

④大規模災害時やパンデミックに蕨市の医療拠点として機能できる設計を行う。

⑤病室は一定の広さを確保し快適な環境とすること。病床における個室を増設する場合は差額ベット代について徴収しない。

⑥保健センターと離れても健康診断などで支障がないよう、新市立病院内に「健診センター」としての機能を整備する。

⑦利用する市民が安らぎや快適さを感じられる病院とするとともに、近隣の住環境や交通環境への配慮も重視する。

⑧計画全体では過大な財政負担が生じないように検討する。

(2) 基本構想・基本計画で定める事項以外にも、新病院の診療や運営にかかわる市民や職員の意見・要望を集約し、病院の診療・経営に生かす。

①市内どこからでも利用しやすいようコミュニティバスの路線変更や直通バスの整備などアクセスの利便性を図る。

②心療内科、小児心療内科、認知症外来、漢方内科など、要望のある診療科目について検討する。

③医療的ケアが必要な障がい者のための療養ベットを確保しショートステイの対応できる体制をとる。また重度の障がい者が入院・検査ができるよう体制や設備の整備を図る。

3、国の医療改悪、再編・統合などの動きに反対し、医療の充実を求める

(1) 再編統合に向けた国の「リスト」の撤回を求めるとともに、地域医療構想協議会などにおいて市立病院が地域で必要な病院としての共通認識を確立するよう努力する。

【VI】 さらに親しまれ信頼される蕨市に

1、明るく活気ある市役所をつくるために

(1) 市役所の業務に必要な職員体制を確保する。

(2) 会計年度任用職員制度の運用や定年延長の対応など、職員の処遇や労働環境については、職員団体との合意を尊重し対応する。

(3) ハラスメントを生まない職場環境づくりに積極的に取り組む。相談しやすい体制など工夫する。

(4) 管理職の人数、賃金における男女格差を解消するとともに、男女が同様に介護・育児休暇を取得できる環境を整備する。

2、安心できる公共施設の管理を

(1) 公共施設の維持管理においては、総合的な管理のもと、合理的な維持・管理、修繕を行う。公共施設全体の状況については、全面的に調査し把握する。

3、環境対策の一層の推進を

(1) 地球温暖化などの気候危機への対策を強化する。ゼロカーボンシティ宣言や環境基本計画に沿った具体的対策を強化する。自然エネルギーの利用やリサイクルの推進など市民や事業者の取り組みを支援する。

4、人権が尊重され、誰もが自分らしく生きられる蕨市を

(1) ジェンダー平等を市政に生かす。管理職への昇進など職員人事においてもジェンダー平等の視点を徹底する。

(2) 「蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」については、性的マイノリティに限らず、高齢であることや家族関係上の支障があるなどの法律上の婚姻が難しいすべてのカップルを対象とするよう拡充を図る。

(3) ドメスティックバイオレンス（DV）の防止や被害者救済などの対策を強める。職員研修や配偶者暴力相談センターの体制を充実させる。女性問題の専門家（フェミニストカウンセラー）による女性相談を拡充する。また、他

機関との連携を強める。

(4) 策定した多文化共生指針を生かし、本市の多文化共生事業をすすめる。外国人住民を「まちづくりパートナー」と位置づけ、外国人住民のまちづくりへの参加促進、多様性を生かした地域活性化、防災対策、次世代育成、生活や教育などの支援・相談体制など具体化する。

(5) 外国人差別を許さない姿勢を貫き、市民とともにまちづくりに生かす。いわゆるヘイトスピーチ・ヘイトデモを禁止する条例を整備する。

5、直営の施設は直営を堅持する。指定管理者制度をとる施設においては、市民サービスの維持、向上、労働者の雇用継続などに配慮する。

6、マイナンバー制度は、個人情報漏えいなど問題点を十分認識するとともに対応や対策について、すべての職員に研修を行い徹底する。また、独自利用などの制度拡大は行わない。国に対して、制度の廃止を求める。

7、平和行政のいっそうの推進を

(1) 戦後80年、平和都市宣言40年にあたっての記念事業を行うとともに、平和行政のいっそうの推進をはかる。

(2) ウクライナ・中東などでの戦争や武力紛争に対し、一刻も早くやめるよう蕨市として働きかける。

以上

【一般要望】

◆長引く物価高騰の影響や感染症などの不安に 向き合い、市民の暮らし・営業を守る

1、社会保障や福祉の体制を弱めることなく、暮らしを支える市政の前進をはかる。

(1) 物価高騰対策を引き続き位置付けるとともに、市民の暮らしを支える立場を堅持する。財政難を理由とした福祉の切り捨てや縮小、市民への負担増、雇い止めなどによる労働者の切り捨ては行わない。

2、急激な物価高騰から市民の暮らし・営業を守る。

(1) 織りなすクーポンやペイペイキャンペーン、水道料金無料化などの緊急対策については積極的に実施する。

(2) 物価高騰などの影響で減収となった市民・事業者の税金や公共料金の徴収にあたっては、引き続き利用可能な猶予や減免などの制度を活用するとともに、柔軟に対応する。

(3) 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料に関して、物価高騰の影響などで困窮する人への減免制度を実施するよう国・県に要望する。市独自の対応についても積極的に検討する。

(4) 納税や生活福祉資金の貸付、その他の行政窓口においても、生活困窮にある市民を生活保護などの必要な支援につなぐよう密接な連携体制をとる。

3、感染防止と医療の体制を強化する。

(1) どの地域でも受けやすいようワクチン接種の体制を整備する。定期接種の自己負担額引き下げを検討する。

(2) ワクチン接種に関わる疑問や不安にこたえる丁寧かつ正確な情報提供と相談体制の確立に努める。

(3) 市立病院では、引き続き、新型コロナやインフルエンザなどの感染症の検査やワクチン接種、医療において積極的な役割を果たす。そのためのスタッフ、施設、用具などの整備を行う。

◆福祉・医療の充実をはかる

1、高齢者福祉の充実

(1) 介護保険制度の充実をはかる。

①報酬改定の影響などに留意し、地域の介護を支

える介護事業者の営業を支える。状況把握ときめ細かな対応のために市内事業者やケアマネージャーなどとの懇談の機会を増やす。

②低所得者に対する介護保険利用料助成制度の充実をはかる（保険料段階の第1段階から第5段階まで、全ての在宅サービスを対象にする）。

③特別養護老人ホームについては、待機者の動向に引き続き留意し、必要に応じて増設に向けた計画を検討する。

④介護事業所のわかりやすい一覧表を配備する。

⑤介護保険利用料が2割負担、3割負担となった世帯の状況に留意するとともに、相談できる体制づくりをすすめる。さらなる負担引き上げに反対する。

⑥全ての要介護認定者に対し、税金の障害者控除の対象となる場合がある事を通知する。新たに認定を受けた市民へは特にわかりやすく説明する。

⑦包括支援センターの状況を丁寧に把握し、適切な人員配置ができるよう考慮する。

(2) 難聴者の補聴器については保険適用となるよう国に働きかける。

(3) 日常的に高齢者が居場所として利用できる施設整備をボランティアの協力を得てすすめる。老人福祉センター、老人憩いの家等については、高齢者の居場所として明確に位置づけ、一人でも利用しやすい環境づくりや、バリアフリーの促進など、運営や施設の充実をはかる。

(4) 一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯・障がい者のいる世帯などへの見守り活動を拡充し、ネットワークを整備する。見守り活動の紹介や意識付けなどを目的に広報誌を定期的に発行する。

(5) 認知症予防、及び認知症支援の対策を抜本的に強化する。特に一人暮らし高齢者への対応を充実させる。相談や対応にあたる包括支援センターの体制を強化する。

(6) 高齢者の日常生活用具の給付を充実する（電動車椅子の追加等）。

(7) 福祉理美容券・福祉入浴券は、市役所以外での配布機会をふやす。

(8) 福祉入浴券は戸田市の浴場でも利用できるようにする。年間を通しての利用に改善する。

(9) 後期高齢者医療被保険者の健診の自己負担をなくす。

2、障がい者福祉の充実

(1) 「障害者差別解消法」にもとづき、公共施設のバリアフリー化や障がい者への対応方法の見直し、

支援体制や相談窓口の拡充および県との連携強化に努める。

(2) 県が発行する「サポート手帳」等の活用や周知を引き続き行う。

(3) 非課税世帯の障がい者に理美容券を支給する。

(4) 地域生活支援事業の移動支援は施設内も支援を行う。視覚障がい者への移動支援を充実する。

(5) スマイラ松原の職員体制を充実する。

(6) 夜間保護事業・ショートステイの充実をはかる。

(7) 障がい者のくらしの場であるグループホームを支援する。

(8) 障がい者入所施設や重度障がい者が入所できるグループホームなどを市内に整備する。そのための事業者等との踏み込んだ協議を行う。近隣で入所施設計画が発表された場合には、市民が入所できるよう働きかける。

(9) 障がい者がショートステイを利用する際や家族が遠方の施設に入所する障がい者との面会する際の交通費に対する補助制度を整備する。

(10) 視覚障がい者に行政資料や教科書等の点訳・テープ資料を公的責任で提供する。市からの郵便物は、視覚障がい者にもわかるように工夫する。

(11) 屋内信号装置など聴覚障がい者への福祉サービスの普及をすすめる。

(12) 音響信号機を増やす。

(13) 市内公共施設の地図等に、無料で利用できるトイレ、障がい者も安全に利用できるトイレ、いわゆる「みんなのトイレ」「だれでもトイレ」を記載するなど、市民への広報を進める。

(14) 高次脳機能障害への支援については、関係部署が連携できる体制を組むとともに、各計画への位置づけを明確にする。また、相談会を県と連携し拡充するとともに、わかりやすいポスターやパンフレットの発行・普及など支援や理解のための啓発活動を継続的に行う。

3、児童福祉、母子福祉の充実

(1) 子どもの障害について、早期に発見・対応できるよう、心理士など専門家の配置や、保育と療育などの連携をすすめる。また、発達段階に応じ対応するために、家庭、福祉、教育が連携する体制を整備する。

(2) 老朽化した保育園の大規模改修を行う。

(3) 保育行政の充実をはかる。

①保育園の待機児童が生じないよう認可保育園の増設を含め努力する。特に、3歳児の定員増につ

いて具体的な対応を検討する。

②保育士の確保のための対策を強化する。直営、民間を問わず保育士の労働環境改善を図る。直営の保育園においては、賃上げを行い、正規保育士の増員を行う。

③子育てコンシェルジュなどの相談体制を拡充し、幼稚園への転入希望者への対応や入園に向けた情報提供などを充実させる。

④正規の給食調理員を各園に配置する。

⑤保育園給食の放射能測定を継続する。

⑥一時保育を充実する。

⑦産休明け保育を実施する保育園を増やす。

⑧3歳児クラスなどの保育士配置基準を改善し、保育内容を充実させる。男性保育士を積極的に採用する。

⑨自治体の保育実施義務を後退させず、株式会社が運営する認可保育園では、利益優先の経営が行われないよう監視する。

(4) 留守家庭児童指導室(学童保育室)の充実をはかる。

①待機児童を出さない。児童の指導単位を40人以内にするよう努める。発達段階ごとの保育・指導ができる体制を整備する。

②直営の学童保育室に常勤の指導員を配置する。児童福祉課または児童センターに指導員の経験と資格を有する職員の配置をすすめ、各指導室への指導・相談体制を充実させる。指導員の賃上げ等の待遇改善をはかり必要な人員を確保する。指導員研修を増やすなど保育内容を充実させる。また、民間留守家庭児童指導室の労働環境にも留意する。

③現在直営の学童保育室は直営を堅持する。運営委託を行う場合は、保育環境・労働環境が低下しないよう努める。事業者の意見や要望の把握に努める。設備や備品、行事などで直営と差が生じないよう指導するとともに補助の面でも考慮する。また、保育運営委託業者と学校との情報共有・意志疎通を図る。

④民設の学童室の開設にあたっては、公設の学童に通う児童と、格差が生じないよう配慮する。

(5) 経済的困窮家庭の児童・生徒への学習支援の拡充を図る。また、経済的困窮家庭の児童・生徒に対する居場所づくりや食事の提供などの支援活動に助成を行う。

(6) 一人親家庭への家賃補助制度は、子どもの数に応じて増額する。

(7) 子育て短期支援事業を具体化し実施する。

(8) 産後ケア事業や一時保育などを含む子育て支援事業については、引き続き必要なサービスの拡充について検討を継続する。

4、低所得者対策、生活保護行政の改善、ホームレス対策

(1) 市内の公園等にいるホームレスの実態を調査するとともに、相談等の体制を充実する。近隣でのホームレス支援活動との情報交換・連携を図る。とりわけシェルターの設置や住宅の確保など生活保護と合わせて生活再建に必要な支援を行う。国・県にも対策を要請する。

(2) 生活保護行政の充実をはかる。

①生活保護は国民の権利であることを広く市民に知らせる。「生活保護のしおり」を各公共施設におくとともに、市ホームページ等で広く周知する。

②生活保護の申請書を窓口におき、申請しやすくする。

③調査先を明記しない「同意書」の提出は廃止する。

④年1回の資産申告書の提出は強制しない。

⑤辞退届けの強要は行わない。辞退届けが提出された場合は、収入等の調査を十分に行う。

⑥生活保護基準の引き下げに反対し、引き下げになった受給者への相談・支援を行う。

⑦生活保護基準の変更に伴い、住民税非課税世帯基準の変更など、関連施策の基準変更等により、市民への負担増とならないよう対策を講じる。

⑧申請後の調査の短縮を図り、すみやかに可否を決定する。

⑨無料低額宿泊所の入所者の人権を守るため、県と協力し、入居環境の改善をはかる。

⑩エアコン等の設置については生活福祉資金貸付制度を利用しやすくする。福祉資金が借りられない人には、市独自の貸し付けを行う。

⑪丁寧な対応を行うために基準を満たす水準までケースワーカーを増員する。

⑫生活保護基準のさらなる引き下げに反対する。

(3) 生活困窮者自立支援事業は生活保護を受けるべき人を追い出すものとならないよう、市民の自立を図るための丁寧な相談に応じる。

(4) 保護世帯、低所得世帯に対して無料入浴券の配布、夏冬の一時金、上・下水道料金の軽減措置など市独自の援助を行う。

(5) 低所得者への家賃補助制度を導入し、高齢者、障がい者、一人親世帯への家賃補助制度については拡充をはかる。

(6) ライフラインの停止については、市民の生活状況をよく見極める。

(7) 高齢者のみの世帯や障がい者、就学前児童、重度の要介護認定者などがある世帯でエアコン等の冷房機を所有していない世帯に対し、エアコンの購入・設置への補助を行う。

5、福祉一般

(1) 借家契約で公的保証人制度を実施する。

(2) 市民葬は、直葬などの様式にも利用できるような利用条件の緩和を行う。

6、保健・医療・国民健康保険制度の充実

(1) 季節型インフルエンザの低所得者に対する予防接種の補助を実施する。

(2) 埼玉土建国保などへの補助金を継続する。

(3) 特定健診の自己負担をなくす。検査項目をふやす。受診率の向上および保健指導率の改善をはかる。健診から指導までの期間短縮、訪問指導の実施、対象者への督促などで、市民に健康への啓発をすすめる。

(4) 国保税については、埼玉県方針の下でも市民負担への影響が最小となるよう努力するとともに、子どもの均等割りについて減免制度を実施する。埼玉県には、引き続き、地域の実情に合わせた対応を行い、期限を決めた「赤字」解消、税率の統一は行わないよう働きかける。市民への説明は丁寧に行う。

(5) 現行の保険証は引き続き利用できることやマイナ保険証を持たない被保険者には資格確認書が送付され利用できることなど、市民に丁寧に広報する。国には、保険証の廃止を中止することやマイナ保険証の利用を強要する取り組みは行わないことを要望する。

(6) 国保税の独自減免制度を創設するなど、減免制度を拡充する。収入基準を生活保護基準の1・3倍まで引き上げる。預貯金等の制限を、生活保護基準の5倍まで引き上げる。資格証明書の発行は引き続き行わない。

(7) 国民健康保険の一部負担金減免制度を利用しやすくする(収入基準は生活保護基準の1・3倍、預貯金は350万円までは認める)。

7、市立病院の充実

(1) 公立病院・地域医療の拠点としての役割を明確にした病院経営を

①地域の医療を支える公立病院としての役割、地域医療の拠点としての役割を果たす。また、回復期医療や在宅医療など地域の医療ニーズに対応した体制

を整備する。

②近隣の病院やクリニック、介護、福祉施設などとの連携を一層強化するとともに、市民の安心につながるよう、連携の在り方と市立病院の役割についての説明や広報を充実する。

③引き続き経営改善をすすめるとともに、医師・看護師の確保、待遇改善、相談窓口の充実等を行う。

④障害のある人や外国人など様々な人が安心して利用できる環境と体制を整備する。通訳サービスにおける料金は廃止する。

⑤現在の市立病院においても、老朽化した備品や不具合に対応するなど、院内環境の改善に努める。

(2) 市民の願いをいかした市立病院の移転・建替えを

①移転・建替えにかかわる基本構想・基本計画の策定にあたっては、公立病院・地域の拠点病院としての役割などに加え、市民や医療スタッフなど病院関係者の意見や要望が反映された内容にする。

ア、市立病院の役割を明確にし、内科、外科、産婦人科、整形外科、小児科などの現在の診療科目、及び病床数などの規模は維持する。

イ、急性期医療のほか、回復期医療への対応も可能とする。

ウ、地域連携も含めた市立病院の役割にふさわしい施設や設備、医療機器の整備、スタッフの拡充を行う。

エ、大規模災害時やパンデミックに蕨市の医療拠点として機能できる設計を行う。

オ、病室は一定の広さを確保し快適な環境とすること。病床における個室を増設する場合は差額ベッド代について徴収しない。

カ、保健センターと離れても健康診断などで支障がないよう、新市立病院内に「健診センター」としての機能を整備する。

キ、利用する市民が安らぎや快適さを感じられる病院とするとともに、近隣の住環境や交通環境への配慮も重視する。

ク、計画全体では過大な財政負担が生じないよう検討する。

②基本構想・基本計画で定める事項以外でも、新病院の診療や運営にかかわる市民や職員の意見・要望を集約し、病院の診療・経営に生かす。

ア、市内どこからでも利用しやすいようコミュニティバスの路線変更や直通バスの整備などアクセスの利便性を図る。

イ、心療内科、小児心療内科、認知症外来、漢方内科

など、要望のある診療科目について検討する。

ウ、医療的ケアが必要な障がい者のための療養ベットを確保しショートステイの対応できる体制をとる。また重度の障がい者が入院・検査ができるよう体制や設備の整備を図る。

(3) 国の医療改悪、再編・統合などの動きに反対し、医療の充実を求める

①再編統合に向けた国の「リスト」の撤回を求めるとともに、地域医療構想協議会などにおいて市立病院が地域に必要な病院としての共通認識を確立するよう努力する。

(4) 職員の労働実態を把握し、改善をはかる。

◆教育・文化・スポーツの向上のために

1、小・中学校の教育の充実について

(1) 教育効果が期待される「20人学級」を展望した少人数学級を推進するよう国、県に要望する。

(2) 中学校で、市独自の35人学級の実施を検討する。

(3) 教職員の長時間勤務の解消にむけ、負担軽減のための検討委員会の設置など具体的な対策を行う。スクール支援員、特別支援教育支援員を増員するとともに、勤務日数を増やす。小学校での英語教育やICT教育に伴う負担増に留意し、支援体制などを充実させる。

(4) 教職員の未配置・未補充をなくす。休職などにより代替教員の配置が必要な場合は、市費による配置も含め、すみやかに代替教員を配置する。また、欠員が生じないよう、県に対し常勤教員の増員など必要な体制強化を要望する。市費で代替教員を雇用する場合の労働環境を拡充する。

(5) 民間施設を利用した水泳指導について、教員が適切に指導や評価にあたることを前提に、慎重な検討を継続する。

(6) 養護教諭の複数配置を国・県に要求する。

(7) 各学校に専任の学校図書館司書を配置する。

(8) 部活動について

①子どもの自発性を尊重し、参加義務の強制は行わない。

②大会時の遠征費用や指導者への謝礼、ユニフォームや用具購入などの自己負担を軽減する対策を講ずる。

③地域移行に当たっては、子ども、保護者、教員、受け皿となる民間団体と行政の合意を前提とし、期限を切って機械的に進めることはしない。また、

費用負担増とならないよう予算や体制の裏付けを伴うものとする。

(9) 外国籍児童・生徒の増加にあわせて、教育センターでの日本語指導の継続・充実を図る。各学校においても教職員の加配や支援員・ボランティアの配置などを行い、習熟度に応じた日本語教育を強化するなど必要な援助を行う。言語や文化、宗教の違いに配慮する。

(10) 未就学の外国人児童・生徒の実態について把握を行う。また、長期欠席となっている児童・生徒には日本人児童・生徒と同様の対応を行う。

(11) 学校の教材・備品購入費を増額し、いっそうの父母負担軽減に努める。

(12) 研究指定及び研究委嘱を行う場合は、学校の独自性を尊重する。

(13) 就学援助制度の周知・普及に努める。準要保護世帯へ新3項目（PTA会費・生徒会費・クラブ活動費）を支給する。

(14) 林間学校に対する補助金を増額する。

(15) 教職員を対象にした労働安全衛生委員会を設置する。

(16) 各学校に教職員の休憩室を設ける。

(17) 教職員の健康診断で希望者には脳ドック、婦人科検診（子宮ガン、乳ガン等）も加える。アスベスト健康被害に対する調査や健康診断を実施する。

(18) 就学時健康診断は教育委員会の責任で実施し、教職員の負担を軽減する。

(19) 心身障害、難病などにより長期欠席する児童・生徒に対して在宅授業を行う。そのための訪問教師を市費で確保し、県に補助を要請する。

(20) 小中学校で包括的性教育を実施する。

2、小・中学校の施設の充実について

(1) 猛暑対策を強化する。特に、基準を超える温度になる教室については実態を把握し、エアコンの更新や断熱工事などの対策を実施する。

(2) 老朽化の目立つ校舎を総点検し、計画的に改修をすすめる。

(3) すべての学校トイレの洋式化を行う。臭気対策を進める。

(4) 各学校に温水シャワーの設置、給食配膳室への給湯施設の整備をすすめる。

3、青少年の健全育成について

(1) 体育館・公民館・勤労青少年ホームにおける青年・高校生の利用促進を図る。居場所としての利用や青年・高校生向け講座の開設を行う。

(2) いじめ、DV、デートDV、虐待などの問題点

を認識させる暴力防止教育をすすめる。

(3) ネットトラブルから児童・生徒を守る取り組みを広げる。

(4) 携帯電話やパソコンなどのメディアとの関わり方について、心身への影響なども含め、学ぶ機会を拡充する。

(5) 若者のメンタルサポートや性の健康に関する相談ができるユースクリニックを市内に整備する。

4、学校給食の充実について

(1) 学校給食費を無償にする。第2子以降を無償とする現行の制度の下でも、給付時期や資格要件（特に市税滞納世帯が対象外となっている状況）については見直し・改善を図る。

(2) 放射能測定を継続する。食中毒防止対策を強める。

(3) 除去給食の実施などアレルギー対策を強化する。外国人の宗教上の理由での除去給食にも対応する。

(4) 保護者、教職員の意見をとり入れ、メニューを増やすなど質の向上に努力する。

(5) 給食センターの調理室等にエアコンを整備する。

5、市立図書館の充実について

(1) 教育機関である図書館・公民館は指定管理者制度などの民間委託は行わない。

(2) 蕨駅西口再開発における図書館については、市民の声や先進事例を生かした整備・運営計画を検討し市民にもわかりやすく示す。図書館移転後は、図書館南町分館を整備する。その場所や内容については、地域の要望を積極的に生かして検討する。

(3) 図書購入費を増額し、一般図書および新聞・雑誌・漫画・DVDなどの充実をはかる。

(4) 職員及び司書を増員し、利用時間を延長する。開館日を増やす。

6、公民館の充実について

(1) 公民館の老朽化している施設や空調設備などは、全体の状況を把握し、計画的に改修をすすめる。

(2) プロジェクターや暗幕など視聴覚設備の充実をはかる。

(3) 全ての公民館で利用申請を夜間および土日でも行えるようにする。

(4) 公民館の貸し部屋について政党利用を認める。

(5) 移転し松原会館との複合施設として整備される西公民館については、現在の機能を維持・発展させることを基本に、住民や利用者の意向を最大限取り入れた施設とする。移転に当たっては周辺の交通

安全や駐車場などの環境整備を行うこと。

7、歴史民俗資料館の充実について

(1) 資料館の役割にふさわしく、常設展、特別展の内容を充実する。

(2) 学校教育との連携を強める。特に、小学校の見学に際しては、学芸員による解説を行うことや、興味をもてる展示を工夫するなど、子どもたちが蕨市の歴史に関心を持てる対応を行う。

(3) 岡田家文書など、この間の調査研究の結果について、市民にわかりやすく成果を伝える対応を検討する。

(4) 市民の戦争体験など平和の映像収集を充実する。

8、文化・スポーツの充実について

(1) 文化活動助成制度を充実させ、市民の自主的な文化活動を補助育成する。

(2) 借り上げの温水プールを充実する。

(3) 市民会館、市民体育館およびプールの運営については、市民要望が反映されるよう指定管理者と協議する。バリアフリー化は市の責任で行う。

(4) 市民体育館・アリーナにエアコンを整備する。

◆住みよいまちづくりのために

1、災害対策・交通安全・防犯対策の強化

(1) 耐震基準を満たさない住宅（マンションなど含む）の耐震化を促進するため、本市の支援策を拡充する。

(2) 家具転倒防止器具の取り付けを促進する。感震ブレーカーに補助金を創設するなど設置をすすめる。

(3) 引き続き、防災行政無線の難聴地域の把握に努め、必要な地域については増設などの対応を行う。メールや電話、ファックスなどでの情報発信については繰り返し丁寧に広報する。必要に応じて防災ラジオの整備を検討する。

(4) 洪水時の避難準備等の対策のため、県や近隣市と共同してタイムラインの整備を進める。

(5) 内水による水害対策として、引き続き市内各地に必要な容量の雨水調整池や貯留管などの整備を検討する。特に、国道17号線と旧中仙道の交差点付近の水害対策を強める。

(6) 地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、市内に設置した想定浸水深表示などの周知をすすめる。地域や個人の防災活動に活かせるよう、活用方法を具体的に示すとともに、自

主防災会などと連携した取り組みを強化する。

(7) 地震や台風による民間施設の屋根の損壊に対応し、ブルーシートでの対応や応急措置を制度化する。

(8) 引き続き必要な地域への土のうステーションの増設を行う。土のうの配布や回収の取り扱いについて、必要な高齢者世帯などへの周知を繰り返し行うとともに、回収については土のうステーションにも分かりやすく掲示する。緊急時の土のうの配備要請には引き続き迅速に対応する。

(9) 図上訓練・避難所運営訓練を引き続き実施する。

(10) 自主防災組織への支援を強め、災害に強いコミュニティづくりをすすめる。御殿町4丁目自主防災会など防災倉庫の新設や移設を検討している自主防災会については親身に相談に応じる。

(11) 高齢者、障がい者など要援護者の安全対策を強化し、福祉避難所の整備をすすめる。避難所の環境整備、運営については、新型コロナウイルス感染症対策に留意するとともに、トイレの整備、プライバシー確保、空調の整備、健康を保つベッドの整備、あたたかい食事の確保、避難者間の民主的な話し合いと協力に基づく運営などの改善をすすめる。

(12) 避難所について、災害種別ごとの収容可能人数を示すとともに、不足する場合は、新たな避難場所（例えば、洪水時の近隣市の高台への避難や自宅2・3階への垂直避難、協定によるマンションや事業所・商業施設などへの一時退避などを含む）を確保し、利用の際の基準やルールなどを具体的に示す。

(13) 災害対策に女性の視点を生かす。担当部署に女性職員を適切に配置する。

(14) 消防の広域化は行わない。国の整備指針の7割程度にとどまっている消防職員の増員や耐震性防火水槽の増設など消防力の強化をはかる。

(15) アスベスト対策を推進する。民間施設についても現状把握に努め、補助制度の創設や情報提供を行うなど調査及び撤去工事を支援する。

(16) 蕨市北町1丁目市民体育館南側、及び中央3丁目セブンイレブン横に信号機を設置するよう積極的に働きかける。横断歩道の安全対策を強化する。

(17) 交差点や大型店周辺について、カーブミラーの設置や「止まれ」の標識・表示、点字ブロックを充実するなど、交通安全対策に力を入れる。

(18) 自転車の交通マナーについての啓発など自転車安全利用条例にもとづく安全教育をいっそう推

進する。

(19) 駅周辺の放置自転車対策を引き続き強める。蕨駅前の駐輪・駐車環境の改善へ、民間駐輪・駐車場の確保も含め抜本的な対策を図る。

(20) 老朽化している2段ラック式の自転車駐輪場を建て替える。申し込みにあたっては、高齢者など体力の弱い人は下段の利用を優先できるように申し込み方法を改善する。

(21) 地域からの防犯灯・街なか防犯カメラの増設要望を毎年受け付け、計画的に増設する。

(22) 振り込め詐欺などの特殊詐欺や「闇バイト」「トクリュウ」と言われる犯罪集団について、市民が巻き込まれないよう広報や情報提供を強化する。

2、環境の改善

(1) 地球温暖化などの気候危機への対策を強化する。ゼロカーボンシティ宣言や環境基本計画に沿った具体的対策を強化する。自然エネルギーの利用やリサイクルの推進など市民や事業者の取り組みを支援する。

(2) ゴミの減量化をすすめる。分別収集を徹底し、容器包装以外のプラスチックの再資源化をすすめるなど、リサイクル・再資源化をいっそう強める。民間企業に対しても、ごみの減少・再資源化の広報や行政指導を行う。

(3) 「ふれあい収集」の対象を拡大する。

(4) リサイクルステーションの収集かごの軽量化を進める。

(5) 粗大ゴミ収集手数料を減額する。一般ゴミの有料化は行わない。

(6) 外国語版「ごみの出し方」を関係者に配布するとともに、内容を周知できるよう市民や外国人住民などとの協働を推進するなど、地域のとりくみを支援する。

(7) 敷地内にゴミ置き場がない集合住宅へのゴミ収集への指導を強める。管理人のいない集合住宅のゴミ置き場対策を指導する。

(8) のら猫の不妊・去勢手術の助成事業を継続する。のら猫を増やさないために、適正な飼育の仕方を啓発、指導する。ルールに反する動物などへの餌やりを行わないよう啓発する。

(9) 犬の糞やマーキングなどモラルに関する啓発を飼い主に行う。

(10) 高齢者がペットを飼うための支援・指導を行う。そのための情報提供や市民団体との連携を強化する。

(11) 路上喫煙禁止エリアの広報や周知につとめ、

徹底をはかる。公共施設における受動喫煙防止対策を行う。

(12) 香害や化学物質過敏症の理解を広げるために周知や啓発を行う。

(13) 蕨市を含む埼玉県上空を飛行する羽田空港離発着便のルートを変更するよう国に求める。

(14) 特定外来種の対応について市民への周知・広報を強化し、繁茂対策に努める。

3、市民の願いを生かしたまちづくり

(1) 蕨駅西口再開発事業に市民の声をいかす

①事業の推進にあたっては、権利者の合意を最大限に尊重するとともに、市民要望を生かし駅西口地域の整備を進める観点で対応する。また、以下の点に留意する。

- ・近隣へのビル風や日影の影響を最小限にすること。
- ・駅利用者の他、公共公益施設・商業施設利用者のための駐車場・駐輪場を確保する。
- ・近隣の店舗や事業者などと調和のとれた商業施設・事業者の選定を行う。

②近隣地域を含む環境への影響について最大限の配慮を行う。特に、工事区域周辺への騒音・振動対策、交通安全対策、夜間照明の確保、駐輪・駐車施設の確保などは、工事の進捗にふさわしく対応する。

③図書館の整備に伴い多くの子どもたちが利用することを前提に、安全性や利便性の確保について検討を行う。図書館利用者、特に児童・生徒については自転車駐輪料金を無料とする。

(2) 中央第一地区のまちづくりの進捗を図るとともに、商店街の整備については市民の意見を生かし検討する。

(3) 錦町土地区画整理事業の積極的推進をはかる。国の補助金の交付率が低いことへの対策を国・県に強く求める。

(4) 錦町の公共下水道(汚水及び雨水)事業の促進をはかる。

(5) 東公民館の行政センター機能を拡充する。塚越ビジョンの検討・策定にあたっては、検討状況が地域にも伝わるよう丁寧に対応するとともに、地域の要望や意見を積極的に取り入れて推進する。東公民館の行政センター機能を拡充する。

(6) 公共下水道が整備されていない地域のU字溝の清掃を定期的に行う。フタかけの要望に積極的に対応する。

(6) コミュニティバスについては、ベンチの設置や段差解消をすすめる。ルートについては市民の要望をもとにより改善を検討する。

(7)「蕨市中高層建築物の建築に係る事前公開及び紛争の調整に関する条例」、「蕨市まちづくり指導要綱」及び「蕨市ワンルーム形式集合住宅の建築に関する要綱」を充実させる。

- ①事業者近隣住民からの要求への配慮を求める。
- ②条例や指導要綱に係らない場合でも、近隣住民からの要望に丁寧に対応するよう指導する。
- ③開発規模に応じて雨水調整池の設置を義務付ける。
- ④ワンルームマンションは管理人をおくよう指導する。
- ⑤フタ付きのゴミ集積所を設置するよう指導する。

(8) 用水路の浚渫を定期的に行う。見沼代用水を浚渫するよう働きかけを強める。

(9) 中仙道の景観道路で車止めにより車イスが通行できない箇所の改善をはかる。

(10) 市道の状況を正確に把握し、市道の改修を計画的に行う。クラック(かめ割れ)やL型側溝の不具合などについては放置せず、早期に補修する。

(11) 歩道の段差解消を積極的にすすめる。歩道などに休憩用の椅子を設置する。

(12) 公園を充実する。

- ①子どもたちがキャッチボールなどのボール遊びができるネット付きのグラウンドや公園を各地に確保する。
- ②除草や樹木の剪定、トイレ清掃の回数を増やす。
- ③遊具・施設の点検を充実させ修繕を徹底する。
- ④ブランコ下の水たまり対策を行う。
- ⑤市民公園や北町公園などの側溝を定期的に清掃し、排水機能が悪くならないようにする。
- ⑥市民公園でのバーベキュー利用者のマナー向上を啓発する。ランニングコースについては照明の増設や見通しをよくするための樹木剪定など整備を進める。管理棟トイレを安全で使いやすいものに改修する。

(13) 塚越グラウンド、及び三和公園の古い鉄柵は改修する。

(14) 桜並木や街路樹の剪定回数を増やす。樹木の安全点検を定期的に行う。市民公園や北町5丁目の桜の根による地面の盛り上がりには随時対応する。落ち葉清掃については市費での対応も含め、地域の実情にあったやり方で対応する。

(15) 道路沿いの植栽の高さを市民の安全に配慮した高さにする。

(16) 市営住宅の充実をはかる。

- ①市営住宅の修繕および維持管理を充実・改善す

るとともに、新たな整備についても検討する。

②承継を配偶者に限定せず、従来どおり三親等を認める。資産調査の同意書は義務づけない。

◆勤労者、中小企業、農業者の支援

1、勤労者・消費者を支援する施策

(1) 市の施設や市の委託で働く労働者の待遇改善をはかる。引き上げられた最低賃金にふさわしい賃金とするとともに、時給1500円をめざす。

(2) 公共事業の発注にあたって、建設業退職金共済制度の活用を徹底をはかる。公契約における労働条件の改善をはかる。労働者の賃金実態などの労働条件を調査し、市が実態把握に努める。

(3) 労働法制が適用されないシルバー人材センターの活用にあたっては、一般労働者の雇用に影響をあたえないよう十分に配慮する。

(4) 労働基準法を正しく認識するために、啓発および労働セミナーを充実する。労働相談を充実する。

(5) 雇用契約通算5年で労働者が申し出れば有期雇用から無期雇用へ転換できる制度の周知をはかり、安定した雇用環境づくりを進める。

(6) 就職支援相談を充実する。

(7) 高額商品の押し売り、多重債務、電話・はがき・インターネットを悪用した悪徳商法などから市民を守るため引き続き消費者相談体制を充実する。

2、中小企業・農業を支援する施策

(1) 商店街の悉皆調査など、地元中小業者の実態調査を行う。

(2) 市の発注する工事や物品購入はできる限り市内業者に優先発注する。市内業者に発注できるように分割発注を増やす。小規模修理修繕希望者登録制度を積極的に活用する。

(3) 市内の店舗や事業所の更新、事業転換などを支援するリニューアル助成制度を充実させる。

(4) 住宅改修資金助成制度(リフォーム助成)については予算の増額や助成の拡大などの拡充を行う。

(5) 入札及び契約は、公正性・競争性・透明性を確保し、下請け単価や労賃の切り下げを防止し、「質」の確保、地域社会や環境への貢献などに配慮した「蕨市公契約に関する条例(仮称)」を制定する。当面、労働環境や賃金の実態調査を行う。キャリアアップカードや週休二日制の導入など公共工事における労働改革を進める。

(6) 空き店舗対策や新規企業支援など、商店街や市内事業者の活性化のための対策を引き続き強める。

(7) 緑地の保全につとめ、そのための助成制度を設ける。

(8) 地産地消を推進する。

(9) 新たな産業の育成、起業支援を強化・拡充する。「わらびりんご」「双子織」「河鍋暁斎」などを活用した地場産業の育成、コミュニティビジネスの支援などを推進する。

(10) 中仙道第二の宿場町としての町並み、各種指定文化財、歴史民俗資料館、河鍋暁斎記念美術館、「成年式発祥の地」「さよなら私のクラマー」「日本のコンパクトシティ」などを観光資源として維持・充実させる。蕨の魅力などを発見し、活用・発信する取り組みを、市民との協同の視点で充実させる。

◆ジェンダー平等の実現のために

(1) ジェンダー平等を市政に生かす。

(2) 「蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」については、性的マイノリティに限らず、高齢であることや家族関係上の支障があるなどの法律上の婚姻が難しいすべてのカップルを対象とするよう拡充を図る。

(3) 男女共同参画条例と男女共同参画基本計画に基づいて、進捗状況を市民にわかりやすく公開する。

(4) 学校教育をはじめ、すべての分野でジェンダー平等を推進するための啓発活動を強める。

(5) 職員人事においてもジェンダー平等の視点を徹底する。市の女性職員の管理職への登用を積極的に行う。女性職員の研修の参加をふやす。

(6) 女性を各種審議会、行政委員会にさらに積極的に登用する。

(7) ドメスティックバイオレンス(DV)の防止や被害者救済などの対策を強める。職員研修や配偶者暴力相談センターの体制を充実させる。女性問題の専門家(フェミニストカウンセラー)による女性相談を拡充する。また、他機関との連携を強める。

◆憲法を守り、平和・民主行政をすすめる

(1) 憲法の平和的民主的精神を市政に生かし、平和行政を積極的にすすめる。

①憲法の改悪に反対する。

②核兵器禁止条約の批准や、非核三原則の厳守を政府に求める。

③「蕨市平和都市宣言」を市の封筒やクリアファイルに掲載するなど趣旨普及に努める。

④視聴覚ライブラリーに反核・平和の映画フィルム、ビデオを充実させる。

⑤市民の反核・平和運動への支援、協力を行う。

⑥8月の原爆の日に行われる広島、長崎の平和記念式典に、市職員や中学生を含めた市民代表を派遣する。

⑦小・中学生への戦争体験を伝えるとりくみを積極的に実施する。

⑧自衛隊の海外派兵に反対する。

⑨戦争法(安保法制)の具体化や、有事法制の発動に反対するとともに、蕨市としていっさいの戦争協力を拒否する。海外での武力行使に向けた整備がすすむ自衛隊については、市として募集事務等は行わない。総合防災演習での自衛隊車の展示は行わない。

⑩戦後80年、平和都市宣言40年にあたっての記念事業を行うとともに、平和行政のいっそうの推進をはかる。

⑪ウクライナ・中東などでの戦争や武力紛争に対し、一刻も早くやめるよう蕨市として働きかける。
(2) 市庁舎など公共施設での日の丸掲揚をやめる。市の公式行事で「日の丸」は掲げず、「君が代」の斉唱を行わない。小・中学校で「君が代」の斉唱を強制しない。議場への日の丸掲示はやめる。

(3) 情報公開条例の改善をはかる。外郭団体の情報公開を推進する。あわせて、市が多額の補助金・助成金・負担金を交付している団体および指定管理者の情報公開を推進する。

(4) 選挙管理委員会や各種審議会・行政委員会などの議事録について市ホームページでの公開をすすめる。

(5) 各種審議会への公募制を拡大するなど市民参加をすすめる。

(6) 市民オンブズパーソン制度を導入する。

(7) 同和対策を特別扱いしない。北足立郡市町同和対策推進協議会の廃止をめざす。

(8) 永住外国人の蕨市での参政権を認める。

(9) 職員採用で国籍条項をなくす。

◆市民が親しみをもち活気ある市役所に

1、公共施設総合管理計画の実施にあたって

(1) 公共施設の維持管理においては、総合的な管理のもと、合理的な維持・管理、修繕を行う。公共施設全体の状況については、全面的に調査し把握する。

(2) 公共施設の更新を検討する場合には、市の財

政状況や市民の利用状況などを考慮する。市民の意向を十分に把握し尊重する。PFIなどの民間の資金や手法に依存する方式は採用せず、市の所有権と管理責任のもと、市民要望や地域の実情にあった施設整備を市の責任で行う。

2、市民が親しみをもてる市役所にするために

(1) 各種窓口で市民の要望に沿ったあたたかい対応を行う。性的マイノリティや性犯罪を含む犯罪被害者、DV被害者等への支援に関する研修や事例検討などを継続的に行う。

(2) 税金の収納業務は人権や生活実態に配慮し、担税能力に見合ったきめ細かな対応を行う。滞納者には、必要に応じて福祉施策を案内するなど、福祉部門との連携を図る。

(3) スマート窓口の設置など自治体DXを進める場合でも、窓口での相談や案内の体制は弱めることなく維持する。デジタルデバイド対策としての講習や相談など積極的に開催する。

(4) インターネットによる公共施設の利用予約を拡充する。

(5) 土曜日の開庁を拡大する。

(6) 市の文書で元号を記載する際は西暦を併記するなどわかりやすくする。

(7) マイナンバー制度について

①個人情報漏えいなど問題点を十分認識するとともに対応や対策について、すべての職員に研修を行い徹底する。

②独自利用などの制度拡大は行わない。

③国に対して、制度の廃止を求める。当面、2023年10月以降のマイナ保険証への一本化に反対する。

(8) 消費税増税による市民生活や営業などへの影響を積極的に把握するとともに、相談には丁寧に対応する。消費税減税、インボイス制度廃止を国に求める。

3、多文化共生を推進するために

(1) 策定した多文化共生指針を生かし、本市の多文化共生事業をすすめる。外国人住民を「まちづくりパートナー」と位置づけ、外国人住民のまちづくりへの参加促進、多様性を生かした地域活性化、防災対策、次世代育成、生活や教育などの支援・相談体制など具体化する。

(2) 役所の文章や表記を外国人にもわかりやすく「やさしい日本語」で対応する。

(3) 日本語ボランティアの養成を市の責任で行う。その活動を支援する。

(4) 外国人差別を許さない姿勢を貫き、市民とと

もにまちづくりに生かす。いわゆるヘイトスピーチ・ヘイトデモを禁止する条例を整備する。

4、市民に開かれた市議会へとさらに前進させるために

(1) 傍聴者への配布資料を充実する。

(2) 請願・陳情者の意見陳述を休憩中ではなく正式な会議の中で行い、委員会記録に記載、公開を行う。

(3) 議長車を廃止する。

(4) 議会だよりなどで、議案・請願等に対する議員の態度が分かるように、議員個人ごとに記載するように改善する。

5、明るく活気ある市役所をつくるために

(1) ハラスメントを生まない職場環境づくりに積極的に取り組む。定期的な研修を位置づけるとともに、相談しやすい体制など工夫する。

(2) 昇給昇格基準の見直しなど、年齢による給料保障の改善を図る。管理職の人数、賃金における男女格差を解消するとともに、男女が同様に介護・育児休暇を取得できる環境を整備する。

(3) 長期病休職員の復職プログラムをつくる。

(4) 成果主義を導入しない。市場化テストは行わない。

(5) 職員の福利厚生施設の充実をはかる。

(6) サービス残業をなくすために引き続き努力する。職員の有給休暇の取得を積極的にすすめる。

(7) 市役所の業務に必要な職員体制を確保する。病休した職員の補充が可能な体制を整える。会計年度任用職員制度の運用や定年延長の対応など、職員の処遇や労働環境については、職員団体との合意を尊重し対応する。

(8) 市民サービスの民間委託への切り替えは行わず、各サービスを市直営で充実させる。

(9) 蕨市施設管理公社、戸田蕨福祉会、蕨市社会福祉協議会、社会福祉法人寧幸会、指定管理者制度による指定管理団体の職員・従業員の労働条件の向上につとめる。

(10) 指定管理者制度の指定は市民サービスの維持、向上、労働者の雇用継続などに配慮する。直営の施設は直営を堅持する。

(11) 法定雇用率を満たすように、障がい者雇用の推進を図る。市立病院においては障がい者が安心して働けるよう職場環境を整える。

6、経費削減に努力し、市民負担の軽減につとめる

(1) 土地開発公社の利用見込みのない土地は売却

する。市民合意のない事業用地の先行取得は行わない。

(2) 戸田ボートレース企業団、蕨戸田衛生センター組合議会の旅費、食糧費、交際費、報酬および三市議会議員福利厚生助成金を削減するよう働きかける。

(3) マンションの共有部分（道路、公園、集会所など）の固定資産税の減免を行う。

◆ 国および県に対して要望する

1、国への要望

(1) 物価高騰に対し、国民のくらしと営業を守るための抜本的な対策をとる。消費税を5%に減税する。また、格差をただし、くらしを応援する経済政策に転換するために、以下の改革を行う。

①税金の改革——消費税増税の減税。大企業と大資産家に応分の負担を求め、財源を確保するとともに、格差を是正する。インボイス制度は廃止する。

②予算の改革——社会保障・教育・子育て・若者を優先し、格差と貧困の是正に役立つ予算を増やす。

③働き方の改革——政治の責任で賃上げと待遇改善をすすめる。8時間働けばふつうにくらせる社会を実現する。

④地域経済の再生——大都市と地方、大企業と中小企業の格差を是正する。

(2) 9条改悪の方針を撤回し、憲法9条にもとづく平和の外交戦略を確立する。反撃能力＝敵基地攻撃能力の保持などを掲げる大軍拡路線、そのための大お増税路線を中止する。

(3) マイナンバー制度は廃止する。当面、「健康保険証の原則廃止」と「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」について撤回し、現行の保険証を存続させる。

(4) 安保法制＝戦争法、特定秘密保護法、共謀罪法を廃止し、立憲主義と民主主義、平和主義をとり戻すと同時に、「個人の尊厳」を守り大切に社会を築く。

(5) ロシアによるウクライナ侵略、イスラエルのガザ地区への攻撃とハマスの戦闘に対し中止と、北朝鮮問題の「対話による平和的解決」に向けて、国際社会でのイニシアチブを発揮する。

(6) 核兵器廃絶に向け、被爆国としてふさわしい役割を果たす。核兵器禁止条約を批准する。

(7) 米軍の新基地建設を中止し、基地のない平和

で豊かな沖縄をつくる。埼玉県上空も飛行しているオスプレイの訓練を中止するとともに、配備撤回する。

(8) 原発の再稼働を行わず、原発ゼロの日本、再生可能エネルギー先進国をめざす。

(9) 気候危機対策を抜本的に強化し、2030年までに温暖化効果ガスの排出を60%削減するなどの効果的な目標と方針を明確にする。

(10) 格差をなくし、人権をまもり、自由と民主主義を発展させる。特に、女性への差別や不当な扱い、性的マイノリティへの差別や偏見、ヘイトスピーチなどの人権侵害については、早急に実効性のある法改正などの対応を行う。

(11) 災害から国民のいのちと財産を守る。被災者の生活と生業の再建を支援するとともに、災害に強い社会と国土に、防災・減災のまちづくりを進める。当面、避難所となる学校体育館などへのエアコン整備活用できる緊急防災・減災事業債の事業期間を延長する。

(12) 自治体の機能と役割を弱め、地方自治を壊す「改革」をやめる。地方自治体の財源を保障する。

(13) 病床数の削減や公立・公的医療機関「再編・統合」の押し付けを行わない。自治体病院への補助を増やす。医師を増員する。

(14) 年金制度におけるマクロ経済スライドを廃止する。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現するなど、だれもが安心できる年金制度を実現する。

(15) 障がい者入所施設の建設を推進する。そのための予算を抜本的に増額する。

(16) 高速道路料金の障がい者割引制度では、登録した自動車しか認めない制度を改善する。

(17) 交通機関の障がい者割引制度を充実する。

(18) 錦町土地区画整理事業への補助金を増額する。

(19) 公共下水道管敷設工事に対する補助金を拡充する。

(20) 国道17号線と旧中仙道の交差点付近の水害対策を強める。

(21) 羽田空港発着便の飛行ルートを海上中心の飛行ルートに変更する。

(22) 外国人労働者の権利擁護の法制度を整備する。出入国管理法の改悪による一方的な国外退去などの処分を行わない。難民申請中などの外国人の人権を保障する制度改正を行うとともに、当面、暮らしを支援する地方自治体の取り組みに補助を行う。

2、県への要望

(1) 物価高騰対策などとして、①雇用と事業を維持し、経済を持続可能にする政策（さらなる中小企業支援の実施、リストラや雇止めの防止、芸術・文化への支援強化、貧困や生活困窮を食い止める対策）、②子どもと学生への学びと生活の支援（少人数学級の実施、大学や専門学校での対面授業拡大への財政的支援と学生生活の支援）などを行う。

(2) 緑川の拡幅整備を進め、内水対策を強める。定期的に清掃する。河川脇の柵は見通しが良いものに一部改善が行われたが、全域での改善をする。緑川周辺のナガエツルノゲイトウ等の特定外来植物について、駆除や住民への周知等の対策を行う。

(3) 交番の体制を充実する。蕨市民公園に交番を設置する。

(4) 小・中学校における少人数学級を拡大する。

(5) 教員の正規雇用を増やす。産休・育休・病休などの代替教員を確実に確保し、欠員を生じさせない。教職員の未配置・未補充をなくす。

(6) 長期欠席の障がい児に対して訪問教師を配置して在宅授業を実施する。

(7) 国民健康保険制度において、国保会計への法定外繰入など、市町村の自主性を認める。

(8) 後期高齢者医療広域連合に補助金を出す。

(9) 蕨市または近隣市に障がい者入所施設を設置する。

(10) 重度障害者医療助成制度は、65歳をこえ

て重度障害になった人も助成の対象にする。

(11) 乳幼児医療費助成制度を拡充する。

(12) 学童保育の県基準を満たすために補助金を拡充する。

(13) 無料低額宿泊所について、入所者の人権を守るために実態把握と入居環境の改善を行う。入所ガイドラインは改善する。

(14) 自治体病院に補助金を出すこと。医師の確保に努力する。

(15) 信号機設置予算を増額し、蕨市北町1丁目市民体育館南側、及び中央3丁目セブンイレブン横の交差点など市が要望している箇所に信号機の設置を急ぐこと。音響信号機を増やす。

(16) JR駅のエレベーター・エスカレーターの維持費への補助を行う。

(17) 錦町土地区画整理事業へ国が十分な補助金を交付するよう国に強く要請する。

(18) 埼玉県の水道用水供給事業における料金、および下水道事業における維持管理負担金については県民に負担増を押し付けない。上下水道施設の維持・管理については、県民の暮らしを守る立場から県の責任で推進する。

以上